

議案第 9 2 号

大口町中央公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

大口町中央公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のよう
に定めるものとする。

平成 2 5 年 1 1 月 2 8 日提出

大 口 町 長 鈴 木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）及び地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の一部改正が平成 2 6 年 4 月 1 日に施行され、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町中央公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大口町中央公民館の設置及び管理に関する条例(平成15年大口町条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

大口町中央公民館使用料

1 施設使用料

時間 区分		1時間当たりの使用料（午前9時から午後9時） (単位：円)
集会室	全面	1,020
	半面	510
C会議室		410
研修視聴覚室		410
C教室		100
調理実習室		410
小体育室		410
礼法室		200
和室		100

備考

- 大口町に在住又は在勤する者以外のものが利用する場合の使用料は、表に定める額の2倍とする。
- 活動拠点が大口町内にない団体が利用する場合の使用料は、表に定める額の2倍とする。

2 設備等使用料

設備	単位	単価（円）
照明灯	全面1時間	510

	(片面は半額)	
集会室冷暖房機	1 時間	1, 0 2 0

備考

- 1 大口町に在住又は在勤する者以外のものが利用する場合の使用料は、表に定める額の2倍とする。
- 2 活動拠点が大口町内にない団体が利用する場合の使用料は、表に定める額の2倍とする。
- 3 集会室冷暖房機については、全面利用者に限り使用することができる。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大口町中央公民館の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に利用の許可を受けた者について適用し、同日前に利用の許可を受けた者については、なお従前の例による。

大口町中央公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正新旧対照表

新		
別表（第 10 条関係）		
大口町中央公民館使用料		
1 施設使用料		
区分		1 時間当たりの使用料（午前 9 時から午後 9 時） （単位：円）
集会室	全面	1,020
	片面	510
C 会議室		410
研修視聴覚室		410
C 教室		100
調理実習室		410
小体育室		410
礼法室		200
和室		100
備考		
1 大口町に在住又は在勤する者以外のものが利用する場合の使用料は、表に定める額の 2 倍とする。		
2 活動拠点が大口町内にない団体が利用する場合の使用料は、表に定める額の 2 倍とする。		
2 設備等使用料		
設備	単位	単価（円）
照明灯	全面 1 時間	510
	（片面は半額）	
集会室冷暖房機	1 時間	1,020
備考		
1 大口町に在住又は在勤する者以外のものが利用する場合の使用料は、表に定める額の 2 倍とする。		
2 活動拠点が大口町内にない団体が利用する場合の使用料は、表に定める額の 2 倍とする。		
3 集会室冷暖房機については、全面利用者に限り使用することができる。		

別表（第 10 条関係）大口町中央公民館使用料

(1) 施設使用料

時間		1 時間当たりの使用料（午前 9 時から午後 9 時）
区分		(単位：円)
集会室	全面	1,000
	片面	500
C 会議室		400
研修視聴覚室		400
C 教室		100
調理実習室		400
小体育室		400
礼法室		200
和室		100

備考

- 1 大口町に在住又は在勤する者以外のものが利用する場合の使用料は、表に定める額の 2 倍とする。
- 2 活動拠点が大口町内にない団体が利用する場合の使用料は、表に定める額の 2 倍とする。

(2) 設備等使用料

設備	単位	単価（円）
照明灯	全面 1 時間 (片面は半額)	500
集会室冷暖房機	1 時間	1,000

備考

- 1 大口町に在住又は在勤する者以外のものが利用する場合の使用料は、表に定める額の 2 倍とする。
- 2 活動拠点が大口町内にない団体が利用する場合の使用料は、表に定める額の 2 倍とする。
- 3 集会室冷暖房機については、全面利用者に限り使用することができる。

改 正 要 旨

1 改正の目的

消費税及び地方消費税の税率の引き上げに対応するため、大口町中央公民館の使用料について改正をするものです。

2 改正の概要

消費税及び地方消費税の課税対象となる大口町中央公民館の使用料について、現行の額を100分の105で除して得た額（1円未満の端数金額は切り捨てます。）を課税計算の基礎となる基準額として消費税額及び地方消費税額を計算します。

今回の改正においては、その基準額に100分の108を乗じて得た額を使用料として定めます。ただし、10円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた額とします。

3 施行期日

平成26年4月1日から施行します。